

経営事項審査 令和7年3月31日以降の審査基準日から適用

資本金借入金（Y, X2）

令和7年7月1日より、経営事項審査において「資本金借入金」を「自己資本」として取扱います。
令和7年3月31日以降の審査基準日から適用になります。（単独決算のみ対象）

資本金借入金の条件

【償還条件】

- ・償還期間が5年超
- ・期限一括償還
（同等に評価できる長期の据置期間が設定されている場合は該当しない）

【金利設定】

- ・資本に準じ、配当可能利益に応じた金利設定
業績連動型が原則
債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じた金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること

【劣後性】

- ・法的破綻時の劣後性が確保されていること
（又は、少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっていること）

【貸出主】

- ・金融機関（政府系含む）または表で示す制度の借入であること

挑戦支援資本強化特例制度	（日本政策金融公庫）
新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度	（日本政策金融公庫）
中小企業活性化協議会版「資本的借入金」	
中小企業活性化協議会版「資本的借入金」	（新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度協調型）
災害対応型劣後ローン	（日本政策金融公庫）
産業復興機構による既往債権の買取制度	
危機対応業務による中小・中堅・大企業向け劣後ローン	（日本政策投資銀行・商工中金）
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による既往債権の買取制度	
農林漁業経営資本強化資金	

資本金借入金とみなす額

償還期間が5年未満の場合、毎年20%を負債計上します。

残存期間	資本とみなす部分	負債とみなす部分
5年以上	100%	-
4年以上5年未満	80%	20%
3年以上4年未満	60%	40%
2年以上3年未満	40%	60%
1年以上2年未満	20%	80%
1年未満	-	100%

＜例1＞

資本金借入金500万

残存期間：5年以上（資本とみなす部分100%）

財務諸表	経審
資本金借入金 500万円 自己資本 1,000万円	自己資本 1,500万円

＜例2＞

残存期間：2年以上3年未満
（資本とみなす部分40%）

財務諸表	経審
資本金借入金 500万円 自己資本 1,000万円	自己資本 1,200万円

＜例3＞

残存期間：1年未満
（資本とみなす部分0%） → 該当しない

申請準備

「資本性借入金」該当証明書（新様式）

（様式）

【記入例】「資本性借入金」該当証明書

令和7年8月1日

所有資格 建設業経理士1級
商号又は名称 ●株式会社
氏名 国土 太郎

△△株式会社において、令和7年3月31日時点の借入残高のうち、50,000,000円は、以下の〈貸出条件〉に該当し、【借入内容】に記載の内容が適当であることを証明します。

	要件	該当箇所
償還条件	償還期間が5年超	〇〇金銭消費貸借契約証書 項目5.借入日 6.期限
	期限一括償還**	〇〇金銭消費貸借契約証書 項目7.返済方法
金利設定	配当可能利益に応じた金利設定**	〇〇金銭消費貸借契約証書 第〇〇条
劣後性	法的破綻時の劣後性の確保**	〇〇金銭消費貸借契約証書 第〇〇条

*1 同等に評価できる長期の据置期間が設定されている場合は該当しない。

*2 業績連動型が原則。債務者が厳しい状況にある期間、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること。

*3 少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっている場合も該当する。

【借入内容】

科目	内容
貸出主	××銀行
借入金額	50,000,000円
借入期間	2015年4月1日～2027年3月31日
当期決算日における残存年数	2年以上3年未満
自己資本と扱う額**	当期決算日 (2025年3月31日)
	20,000,000円
	前期決算日 (2024年3月31日)
	30,000,000円

**「自己資本と扱う額」において、貸借対照表上の純資産との合算値は記載しない。

公認会計士、税理士、又は建設業経理士1級の者から借入金が資本性借入金に該当すること、自己資本とみなす金額に誤りがないことの証明を受けます。
（経審のW公認会計士の数で加点の対象になる者で、所属先は社外でも問題ありません）

経営状況分析

【提出書類】

- 契約書等の根拠資料
- 「資本性借入金」該当証明書（写）
〈証明者が建設業経理士1級の場合〉
 - 登録経理試験の合格証明書
（合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者）
 - 登録経理講習の終了証
（受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者）

経営状況分析申請書

余白に「資本性借入金のうち自己資本とみなす金額」を記載

当期減価償却実施額	17	(千円)
前期減価償却実施額	18	(千円)
(備考欄)	19	自己資本額「20,000,000円」
連絡先		

経営事項審査

【提出書類】

- 「資本性借入金」該当証明書（写）

自己資本額	17	229,609	(千円)
審査対象	18	1.基準決算 2.2期平均	

経営規模等評価申請書の「X2-1自己資本額」は、資本性借入金のうち自己資本とみなせる金額を加算した額を記載（2期平均の場合は前期にも加算し、平均額を算出）

総合評価値（P）への影響

〈変更前〉

資産	負債
	・その他 ・通常借入 ・資本性借入金
	自己資本

〈変更後〉

資産	負債
	・その他 ・通常借入 ・資本性借入金
	自己資本

資本性借入金
＋
自己資本

自己資本

経営状況（Y）

X2 負債合計 ÷ （売上高 ÷ 12）

X5 自己資本 ÷ 固定資産合計 × 100

X6 自己資本 ÷ 総資本 × 100

資本性借入金を・・

負債額から控除

自己資本に加算

自己資本に加算

経営状況自己資本額・平均利益額（X2）

（自己資本額の点数＋平均利益額の点数）÷ 2

資本性借入金を・・

自己資本に加算

借入金として計上していた資本性借入金は自己資本とみなされ評価が上がります。

